

第18表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	11,378 円
配 偶 者 と 子 1 人	18,271
配 偶 者 と 子 2 人	23,863

(注) 1 家族手当の支給について配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 支給月額は、家族手当が平成16年以降改定された事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人目及び2人目がそれぞれ6,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	43.52 %
非 支 給	56.48
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上26,000円未満

備 考 職員の場合、住居手当の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業者	技能・労務等従業者
		平均所定内給与月額	309,783 円
特別給の支給額	下半期 (a)	314,728 円	241,363 円
	上半期 (b)	683,395 円	438,136 円
特別給の支給割合	下半期 (A)	598,339 円	411,630 円
	上半期 (B)	2.21 月分	1.88 月分
年間計	下半期 (A/a)	1.90 月分	1.71 月分
	上半期 (B/b)	4.11 月分	3.58 月分

(注) 1 下半期とは平成17年8月から平成18年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。